

答 申 第 3 号  
平成28年1月29日

北広島市長  
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 尾 崎 英 雄



答 申

平成28年1月19日付け北広行管第361号にて諮問のありました行政不服審査法の全部改正に伴う北広島市の情報公開・個人情報保護制度における不服申立ての対応について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、改正行政不服審査法の審理員制度などについては適用除外とし、現行の審査会による審査体制を維持することは、妥当なものと判断します。